

## 総合評価諮問会議による評価結果

直近の事後評価として、「業績評価規程」第4条第三号に基づき、平成28年6月29日に開催された総合評価諮問会議において、平成27年度業務実績報告（案）についての審議が行われ、厚労省独法評価委員会の評価を受ける業務の実績の案は以下のとおり、評価が決定された。

評価項目	自己評価
1 労働政策研究の実施体制、厚労省との連携等	A
2 成果の取りまとめ及び評価	A
3 国内労働事情、各種統計データの収集・整理	A
4 海外情報の収集・整理、海外とのネットワーク	A
5 労働政策研究等の成果の普及	B
6 政策論議の場の提供及び政策提言	A
7 労働関係事務担当職員等に関する研修	A
8 業績評価システム／業務運営等への意見及び評価の把握	A
9 業務運営の効率化目標を達成するためとするべき措置	B
10 予算・収支計画及び資金計画	B